



# 飲食店の皆様へ

## 「ワクチン・検査パッケージ」の運用について

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店において、来店者のワクチン接種歴等を確認することにより、感染拡大時に課される制限が緩和されます。

### ステップ1

- ▶ ワクチン・検査パッケージ登録店ステッカーを店頭に掲示してください。
  - ▶ ステッカーが手元に届いていない場合、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を店頭に掲示してください。
- ※県のホームページから掲示例がダウンロードできます。



登録店ステッカー



掲示例

### ステップ2

- ▶ 来店者に次の証明書の提示を求めてください。

ワクチン接種証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（国のアプリ） 又は</li> <li>・ 予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。写しや撮影した画像も可）</li> </ul> <p>※ 2回接種を完了、2回目接種日から14日以上経過していることを確認</p>
----------	---

又は

陰性結果証明	<p>結果通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCR検査等（検体採取日より3日以内）</li> <li>・ 抗原定性検査（検査日より1日以内）</li> </ul>
--------	---



身分証明書	<p>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、社員証、学生証など</p>
-------	--

※国のアプリでワクチン接種証明を確認できた場合は、身分証明書の確認は不要です。

ワクチン接種証明か陰性検査証明の提示をお願いします。



グループ全員の確認をお願いします。

### ステップ3

- ▶ 確認の有無に応じて座席に誘導してください。

※県では座席のエリア分けを推奨しています。

証明書等  
確認できた場合

証明書等  
確認できない場合

- ・ 酒類の提供可（20時30分まで）
- ・ 人数上限なし

- ・ 酒類提供不可
- ・ 人数上限は、同一グループ、同一テーブルで4人以内

※未就学児（おおむね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、証明書等の確認は不要です。6歳以上から確認が必要です。

※同一グループのうち1人でも証明書を確認できない場合、当該グループへの酒類提供等はできません。